

平成30年4月

措置入院の運用に関する研修会 「事前調査における留意事項」

「措置入院者の地域包括支援のあり方に関する
研究」研究協力者
埼玉県立精神保健福祉センター 塚本哲司

本講義に係るCOIはありません。

精神保健福祉法第27条

都道府県知事は、(略)申請、通報又は届出のあった者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察させなければならない

- ◆ここでいう「調査」には、精神障害の有無に関する医学的診断に関する事項は含まれない
- ◆すなわち、申請等があった者の存在、申請等の原因となった症状の概要などの事実の確認にとどまる
(略)
- ◆警察官等の職務にある者からの通報については、少なくとも症状の程度を調査すれば足りるものと考えられる

精神保健福祉研究会監修

四訂精神保健福祉法詳解(中央法規出版株式会社) P257

◆指定医に診察させる必要性があるかどうかについての都道府県知事(指定都市の長)の判断は、医学的以外の判断である

事前調査の必要性～架空事例に基づいて～ 【23条通報内容(土曜日 午前9時30分)】

- ◆20歳代前半の未婚男性
- ◆大学中退後、自宅にひきこもっていた
- ◆心療内科に通っているらしい
- ◆午前8時頃から自室においてテレビや本棚を倒すなどした後、素足で家を飛び出し奇声をあげながら国道を走りまわった。通行人が110番通報し。警察官が臨場し、警察署に保護したので23条通報する
- ◆被通報者、家族共に怪我はない。被害者もない。
- ◆アルコール臭もない
- ◆両親も警察署に来ている

【警察署にて事前調査（警察官から聴取）】

- ◆ 臨場したところ、被通報者はボーっと路肩に立ちすくんでおり、警察官の問いかけにも無反応であった
- ◆ 片側3車線の国道を走り回るなど、自身の身の安全を守れないことから保護した
- ◆ 被通報者は保護房を独り言をつぶやきながらウロウロ歩きまわっている

【警察署にて事前調査(両親から聴取)】

- ◆発育・既往症特記することはないと。家族負因なし
- ◆活発で友人も多かった。成績も優秀で自慢の子
- ◆大学2年の秋に突然中退。理由は不明
- ◆中退後、家族を避けるようになった
- ◆この2年間はほとんど外出せず、自室の雨戸を開けず
- ◆心療内科に通っており、自律神経失調症と聞いている
- ◆飲酒はせず、違法薬物の使用も考えにくい
- ◆今朝、急に暴れだした。理由は、わからない
- ◆母親は「息子は別人になってしまった」と泣かれる

【警察署にて事前調査(被通報者)】

- ◆措置入院制度(事前調査)の説明には無反応。
- ◆自治体職員の質問にも、応じず。
- ◆保護房内を落ち着きなく歩き回る
- ◆清潔感を欠く
- ◆「やめろ」「いい加減にしろ」等の独語活発
- ◆耳を塞ぐ仕草あり。幻聴も存在？

【事前調査（両親の了解を得た上で主治医に電話によって）】

- ◆**不眠を主訴に来院**
- ◆**大学在学中から友人に対する被害感が出現し中退**
- ◆**直近受診時に近隣住民に対する被害感を訴える**
- ◆**診断は統合失調症**
- ◆**軽度肝機能障害あり（単科精神科病院で対応可）**

【判断】

◆精神症状活発

◆接触性不良

◆精神症状により、自己の身の安全を守ることができない状態にある可能性がある

◆措置診察が必要

【対応】

◆措置診察の結果、措置入院が必要と判断され、措置入院となった

事前調査の必要性

- ◆被通報者の生命を守るため
- ◆被通報者の人権を擁護するため
- ◆精神保健指定医が確度の高い情報に基づき措置
診察を行なえるよう
- ◆被通報者に適切な医療が提供されるため
- ◆被通報者の家族支援として
- ◆措置入院制度は行政処分であるため

注)

この架空事例の転帰は「例」であり、このようなケースが必ずしも措置診察の対象、あるいは措置入院となるとは限りません。個々の状況によっては、措置診察とならないことや、措置入院とならないこともあることにご留意ください。